<診断基準>

Definite、Probable を対象とする。

中條,西村症候群診断基準

以下にて中條-西村症候群の診断を行う

- 1. 臨床症状
 - 1. 常染色体劣性遺伝 (血族婚や家族内発症)
 - 2. 手足の凍瘡様紫紅色斑 (乳幼児期から冬季に出現)
 - 3. 繰り返す弛張熱 (周期熱)(必発ではない)
 - 4. 強い浸潤・硬結を伴う紅斑が出没(環状のこともある)
 - 5. 進行性の限局性脂肪筋肉萎縮・やせ(顔面・上肢に著明)
 - 6. 手足の長く節くれだった指、関節拘縮
 - 7. 肝脾腫
 - 8. 大脳基底核石灰化

2. PSMB8 遺伝子解析

<診断のフローチャート>

- 1) 臨床症状の 5 項目以上陽性で他の疾患を除外できる場合に中條-西村症候群と臨床診断し、またこの基準を満たさない場合は臨床的疑いとし、PSMB8遺伝子解析を行う。
- 2) PSMB8 遺伝子の双遺伝子座に疾患関連変異があれば、上記5項目以上陽性でなくても診断確定 (Definite)。
- 3) PSMB8 遺伝子の双遺伝子座に疾患関連変異がない場合でも、上記5項目以上を認めれば臨床的診断とする(Probable)。

<重症度分類>

重症度分類にて中等症以上の症例を助成対象とする。

重症度分類

以下の表を参照し、

軽症:スコアがすべて0か1。 中等症:1つでもスコア2がある。 重症:1つでもスコア3がある。

(注1)発熱発作の定義は当該疾病が原因となる 38.0℃以上の発熱を発熱発作とする。その際には感染症やその他の原因による発熱を除外すること。発作と発作の間には少なくとも 24 時間以上の無発熱期間があるものとし、それを

スコア	発 熱 発 作	皮疹	脂肪筋肉萎縮・関節拘縮	内 臓 (心・肺・肝 臓)病 変
	(注1)			
0	なし	なし	なし	なし
1	38度以上の発	非露出部のみ	日常生活動作には制限なし	検査異常のみ・自他覚症状なし
	作が年3回以			(治療を要さない)
	内			
2	38度以上の発	露出部に出没	身の回り以外の日常生活動作	自他覚症状あり
	作が年4回以		の制限	(要治療・可逆性)
	上			
3			身の回りの日常生活動作	機能廃絶(非可逆性)
			の制限	

満たさない場合は1連の発作と考える。

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。